平成２５年（フ）第２３号
群馬県吾妻郡中之条町大字赤坂1054番地
債務者　綿貫　菊江（旧姓小渕）
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２９号
群馬県前橋市富士見町時沢3217番地１
債務者　栗原　洋子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３３号
群馬県伊勢崎市波志江町657番地１
債務者　住岡まゆみ
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４０号
群馬県前橋市富士見町小暮2275番地22　ＫＳマンション富士見が丘301号、住民票上の住所群馬県前橋市紅雲町２丁目22番18号
債務者　佐々木　允
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４１号
群馬県前橋市田口町1214番地４
債務者　塩原　　真
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４６号
群馬県前橋市西片貝町２丁目44番地　プティメゾン西片貝407号
債務者　登坂　政宏
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４８号
群馬県伊勢崎市田中島町1457番地６
債務者　金岡　初美
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６１号
埼玉県吉川市きよみ野５丁目10番地10
債務者　徳田　領司
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
埼玉県越谷市登戸町２番13号
債務者　津賀　尚代
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
埼玉県吉川市中野186番地１　サンライフ吉川103号
債務者　清水絵里香
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
埼玉県越谷市北越谷３丁目16番８号　Ａ棟207
債務者　黒澤　　孝
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
埼玉県草加市谷塚上町325番地２、旧住所埼玉県草加市谷塚上町674番地３
債務者　吉田美代子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
埼玉県越谷市蒲生西町１丁目３番45号　ウエストタウン301
債務者　白丸由美子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４００号
埼玉県熊谷市久下2118番地13
債務者　山﨑　和子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第７６号
埼玉県深谷市榛沢762番地１
債務者　小林美智恵
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１４１６号
千葉市若葉区若松町794番地36
債務者　田中由紀子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５号
千葉県船橋市北本町２丁目69番10―215号
債務者　安東　康子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４９号
千葉県船橋市咲が丘４丁目11番５号　ベルピア二和向台第２・２―102号
債務者　石田　吉典
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係